

西宮市普通市営住宅入居承継承認要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市営住宅条例（平成8年西宮市条例第44号。以下「条例」という。）第19条並びに西宮市営住宅条例施行規則（平成9年西宮市規則第1号。以下「規則」という。）第17条及び第18条による入居承継の承認のうち、普通市営住宅の入居承継の承認について、必要な事項を定める。

(承認基準)

第2条 市長は、名義人が死亡又は退去した時点（以下「承継事由発生時点」という。）において、次の各号に定める条件を満たす同居承認者のうち、以下の要件に該当する者については入居承継を承認することができる（当該住宅に引き続き居住することにより居住の安定を図る必要があると判断されるものに限る。）。

ただし、承継事由発生時点で未成年の者並びに、西宮市営住宅同居承認要綱第2条第1号に規定する一時同居又は第2号に規定する介護同居として同居を承認した者に対しては、承認しないものとする。

ア 名義人の配偶者

イ 満60歳以上の者

ウ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

エ 生活保護受給者証の交付を受けている者

オ 特定医療費（指定難病）受給者証の交付を受けている者

カ 介護保険被保険者証（「要介護状態区分等」欄に要介護度が記載されたものに限る。）の交付を受けている者

キ 障害年金の年金証書の交付を受けている者

ク 障害児福祉手当の受給者証の交付を受けている者

ケ 特別障害者手当の受給証書の交付を受けている者

コ 特別児童扶養手当の受給証書の交付を受けている者（障害を有する児童と承継後も引き続き同居する場合に限る。）

サ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第2項（以下、配偶者暴力防止等法という。）に規定する被害者又は同法第28条の2に規定する関係にある相手方からの暴力を受けた者で、次のいずれかに該当する者。

(一) 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号（第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による婦人相談所（当該相談所から委託を受けた施設を含む。）の一時保護、同法第5条（第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による婦人保護施設の保護又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第23条第1項の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者。

(二) 配偶者暴力防止等法第10条第1項（第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした退去命令又は接近禁止命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年経過していないもの。

(三) 婦人相談所又は配偶者暴力相談支援センターから配偶者からの暴力を受けている旨の証明を受けている者で当該証明から5年を経過していないもの。

(四) 配偶者暴力対応機関、行政機関又は関係機関と連携して被害者支援を行っている民間支援団体において、配偶者からの暴力を理由に避難している旨の確認を、国土交通省住宅局通知「配偶者からの暴力被害者の公営住宅への入居について」（平成16年3月31日 国住総第191号）に定める別記様式1「公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害申出受理確認書」によりを受けている者で、当該確認書による相談の受付から5年を経過していないもの。

(1) 名義人死亡によるときは、入居承継の申請時点で次に掲げる条件にすべて該当すること。

- ア 承継事由発生日時点で、同居を承認された日から1年を経過していること。ただし、現住宅に入居した当初からの同居承認者はこの限りでない。
 - イ 当該承認後の名義人及び同居承認者にかかる収入が公営住宅法施行令第9条第1項に規定する額（高額所得者相当）以下であること。
 - ウ 名義人及び入居承継しようとする同居承認者が、公営住宅法第32条第1項第1号から第5号のいずれにも該当していないこと。
- (2) 名義人退去により入居承継を行うときは、前号に掲げるすべての条件に加えて、名義人に次のいずれかの退去すべきやむを得ない事情があり、かつ入居承継しようとする同居承認者が共に退去できない理由があること。
- ア 名義人の離婚（住民票上の内縁関係の解消並びに西宮市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明制度及び兵庫県パートナーシップ制度に基づくパートナーシップの解消も含む。）による時。
 - イ 名義人が失踪し、1年以上行方が不明（捜索願受理証明の提出を条件とする。）であるとき。
 - ウ 名義人が長期入院・入所により退院・退所の見込みがないとき。
 - エ 名義人の婚姻（住民票上の内縁関係並びに西宮市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明制度及び兵庫県パートナーシップ制度に基づくパートナーシップの宣誓も含む。）による時。
 - オ 名義人が遠隔地へ転居し、復帰の見込みがないとき。
 - カ 過密居住による時。
- 2 承継事由発生時点において、引き続き住宅に居住する必要があると判断される同居承認者（西宮市営住宅同居承認要綱第2条第1号に規定する一時同居又は第2号に規定する介護同居として同居を承認した者は除く。同項において同じ。）で、前項ウからオ又はクのいずれかに該当する未成年者がおり、他に前項第1号又は第2号に定める条件を満たす成年の同居承認者がいる場合、当該成年の同居承認者は入居承継を申請することができる。

(手続き)

第3条 入居承継の承認を得ようとする者は、規則第17条に規定する市営住宅入居承継申請書に必要書類を添付しなければならない。

(その他)

第4条 この要綱に定めるほか必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。